

白河市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項及び白河市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定により提出した平成 27 年度定期監査（第一期）結果の報告に対し、同法第 199 条第 12 項及び同条例第 8 条第 2 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったことから、その措置状況を次のとおり公表する。

平成 27 年 11 月 25 日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 藤 田 文 夫

別 紙

平成27年度定期監査（第一期）結果の措置状況報告書

《市民生活部》

□ 市民課

1、住民基本台帳ネットワーク貸借契約

（指摘内容）

- ・契約書記載事項に関する事務処理が改善されていない。

（措置状況）

- ・今後、関係部署及び契約相手方と協議し是正に努めます。